

長井市建設工事検査事務提要

平成22年4月

長井市財政課

長井市建設工事検査事務提要

目 次

工事検査規定関係

長井市建設工事検査規定	2
長井市建設工事検査要領	4
「長井市建設工事検査規程」並びに 「長井市建設工事検査要領」の運用について	19

工事検査技術基準関係

長井市建設工事検査技術基準	22
出来形検査基準	23
品質検査基準	24
コンタリート注水試験基準	26
建築工事検査要点	27
設備工事検査要点	31

工事成績評定要領関係

長井市建設工事成績評定要領	37
工事成績評定基準	38

工 事 檢 查 規 程 關 係

長井市建設工事検査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、建設工事について行う地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による検査(以下「検査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類等)

第2条 検査の種類は、完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査とする。

2 完成検査は、建設工事が完成した旨の届け出があったときに行う。

3 一部完成検査は、建設工事の指定した部分が完成した旨の届け出があったときに行う。

4 出来形検査は、建設工事の完成前に当該建設工事の既済部分について、請負者から契約による部分払いの請求があったときに行う。

5 中間検査は、建設工事の施行中途において必要に応じて行う。

(検査を行う職員)

第3条 1件の設計金額が200万円を越える建設工事についての完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査は、財政課の職員が行う。

2 前項に規定する建設工事以外の建設工事の完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査は、主管課の職員が行う。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、財政課の職員以外に第1項に規定する完成検査、一部完成検査、出来形検査及び中間検査を行わせることがある。

第4条 建設工事について地方自治法第234条の2第1項の規定による監督を命ぜられた職員(以下「監督職員」という。)は、当該建設工事について検査を行うことができない。ただし、建設工事の1件の設計金額が200万円を越えない場合であって、主管課長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。

(検査の立会い)

第5条 検査をするときは、請負者のほか、監督職員又は主管課長が指定する職員が立ち会わなければならない。

(検査の方法)

第6条 検査は、建設工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係書類に基づき、別に定めるところにより実地について行うものとする。

第7条 検査を行う職員(以下「検査員」という。)は、必要があると認めるときは、破壊して検査を行うものとする。

第8条 検査員は、検査上必要があると認めるときは、請負者又は主管課長若しくは関係職員に対し、書類、記録その他の物件の提出又は説明を求めることができる。

(検査報告)

第9条 検査員は、検査を終了したときは、工事成績を評定し、速やかに市長に報告しなければならない。

(委 任)

第10条 この規程に定めるもののほか、検査に関し必要な事項は、財政課長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

長井市建設工事検査要領

(目的)

第1条 この要領は、長井市建設工事検査規程(平成3年4月1日長井市訓令第20号。以下「検査規程」という。)に基づき、検査に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の内容)

第2条 検査は、建設工事(以下「工事」という。)の出来形を対象とし、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係書類(以下「設計図書」という。)に基づきその適否を判定するとともに、当該工事に係る事務が適正に処理されているかどうかを調査するものとする。

(検査員を命ずる形式)

第3条 検査規程第3条第1項の規定による検査は、検査命令書(別記様式第1号)により検査員を決定して行うものとする。

2 検査規程第3条第2項の規定により検査を命令するときは、検査命令書又は検査命令書にかえて口頭によることができる。

検査規程第3条第3項の規定により検査を行わせるときは、検査依頼書(別記様式第2号-1)により行うものとする。

(検査請求)

第4条 主管課長は、検査規程第3条第1項の規定により、工事検査課の職員が行うものとされている検査にかかる工事について、請負者から完成通知書の提出があったときは、財政課長に検査請求書(別記様式第3号)を提出しなければならない。

2 前項の検査請求書には、完成通知書、完成写真、その他必要な図書を添付しなければならない。

3 前2項の規定は、一部完成検査、出来形検査及び中間検査を行う場合についても準用する。

(請負契約条項等の不符号の処理)

第5条 検査員は、検査の結果、工事の出来形、内容が設計図書に照合し不完全の箇所がある場合において、その状況が軽微でその補修又は改造が10日以内に完了し得ると認めるときは、工事の手直しを命ずることができる。

2 前項の命令は、10日以内の期限を定め、工事手直要求書(別記様式第4号)により行うものとする。ただし、その状況が極めて軽微であると認められる場合は、口頭をもってかえることができる。

3 請負者は、工事の手直しが完了したときは、速やかに工事手直完了届(別記様式第5号)を提出しなければならない。

4 第1項の規定により工事の手直しを命じた部分についての検査は、原則として当該工事の検査に当たった者が行うものとする。

5 工事の手直し部分の検査を終了したときは、工事手直確認書(別記様式第6号)により報告するものとする。

6 第2項後段の規定により工事の手直しを命じた工事にあつては、第3項に規定する工事手直完了届の提出及び第5項に規定する工事手直確認書による報告にかえて口頭によることができる。

第6条 契約担当者は、検査規程第9条に規定する報告に基づき、補修又は改造を要すると認めるときは、工事手直請求書（別記様式第7号）により請負者に手直しを命じ、工事手直請書（別記様式第8号）を徴するものとする。

2 前項の規定により手直しを命じた部分の検査は、完成検査の例により行うものとする。

（検査報告）

第7条 検査規程第9条に規定する検査報告は、検査復命書（別記様式第9号）により行うものとする。

2 工事成績の評定は、長井市建設工事成績評定要領に基づき評点をもって行うものとする。

第8条 検査員は、検査の結果合格と認定したときは、完成通知書に検査年月日を記入して署名捺印し、その1通（副本）を請負者に交付するものとする。

第9条 第6条第1項の規定による手直し部分についての検査復命書は、最初に検査を行った検査員を経由して提出しなければならない。

この場合における工事成績の評定は、検査員相互に協議して行うものとする。

（復命書の処理）

第10条 検査規程第3条第1項及び第3項の規定により検査を行った者は、検査復命書を作成し、正本は主幹課長に、正本の写しは財政課長に提出するものとする。

2 1件の設計金額が200万円を越えない工事にあつては、復命書を省略することができる。

別 記

(様式第1号)

分類番号	
保存期限	

記号・番号	第 号	起 案 者
受 理	年 月 日	職 名 氏 名 印
起 案	年 月 日	
執 行	年 月 日	

件 名
建設工事の検査員を命ずることについて

決 裁 者	決済印	検査予定年月日	決 裁 年 月 日
財 政 課 長		年 月 日	年 月 日

件名のことについて、検査命令書のとおり検査員を命じ、別紙様式第2号により通知してはいかがですか。

検 査 命 令 書	
所属	受 命 印
職名	
氏名	
下記工事の検査員を命ずる。	

年 度	年度
工 事 名	
工 事 番 号	路線・河川名
工 事 場 所	長井市 地内
請 負 金 額	¥ 円
請 負 者	
検 査 区 分	
附 記	

(様式第2号)

記号・番号
年 月 日

各課、室、所、行政委員長 様

決 裁 者 印

検 査 通 知 書

このたび請求ありました工事について、下記により検査を実施しますので通知します。

記

年 度	年度		
工 事 名	工 事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市 地内		
請 負 金 額	¥	円	
請 負 者			
検 査 区 分			
検 査 予 定 年 月 日	年 月 日		
検 査 員 職 氏 名			
備 考			

(様式第2号 - 1)

記 号 ・ 番 号

年 月 日

各課、室、所、行政委員長 様

財 政 課 長 印

検 査 依 頼 書

このたび請求ありました工事について、下記により検査を依頼します。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
請 負 金 額	¥	円	
請 負 者			
検 査 区 分			
検 査 予 定 年 月 日	年	月	日
検 査 員 職 氏 名			
備 考			

(様式第3号)

記 号 ・ 番 号
年 月 日

財 政 課 長 様

各課、室、所、行政委員会の長 氏名 印

（ 中 間 ）
出 来 形
一 部 完 成
完 成
検 査 請 求 書

下記工事について（中間、出来形、一部完成、完成）検査を実施されるよう
請求します。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
請 負 金 額	¥	円	
請 負 者			
契 約 締 結 の 日	年 月 日		
工 期	年 月 日 ~ 年 月 日		
検 査 予 定 年 月 日	年 月 日		
備 考			

(様式第4号)

記号・番号
年 月 日

請負者氏名又は名称及び代表者氏名 様

職名
検査員 氏名 印

工事手直要求書

下記工事について 年 月 日(中間、出来形、一部完成、完成)検査したところ、下記事項について手直しの必要がありますので、補修改造されたく要求します。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
立 会 人 職 氏 名	市 側	請 負 者 側	
手直し完了期限	年 月 日	手直し事項承諾	印
手直しを要する 事 項			

(様式第5号)

年 月 日

検査員 氏 名 様

請負者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名 印

工 事 手 直 完 了 届

年 月 日付けで要求あった下記工事に係る手直しが完了したので、
お届けいたします。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
手直し完了期限	年 月 日		
手直し完了の日	年 月 日		
備 考			

(様式第6号)

記号・番号

年 月 日

長井市長 氏 名 様

確認者所属

職名

氏名

印

工事手直確認書

下記工事の手直要求書における手直しを要する事項について検査した結果、相違ないことを確認しました。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
請 負 金 額	¥	円	
請 負 者			
検 査 区 分		検 査 員 職 氏 名	
検 査 実 施 の 日	年 月 日	手 直 し 完 了 期 限	年 月 日
手 直 し 完 了 の 日	年 月 日	手 直 し 工 事 の 検 査 実 施 の 日	年 月 日
備 考			

(様式第7号)

記 号 ・ 番 号
年 月 日

請負者氏名又は名称及び代表者氏名 様

長井市長 氏 名 印

工 事 手 直 請 求 書

下記工事について（中間、出来形、一部完成、完成）検査をしたところ、下記事項について手直しの必要がありますので、補修改造されたく請求します。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
検 査 員 職 氏 名		検 査 実 施 の 日	
立 会 人 職 氏 名	市 側		請 負 者 側
補 修 改 造 の 完 了 期 限	年 月 日		
補 修 改 造 を 要 す る 事 項			

(別冊設計書のとおり)

(様式第8号)

年 月 日

長井市長 氏 名 様

請負者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者 氏 名 印

工 事 手 直 請 書

年 月 日付けで請求あった下記工事に係る補修改造事項は期限までに完了いたします。

記

年 度	年度		
工 事 名	工事		
工 事 番 号		路線・河川名	
工 事 場 所	長井市		地内
補 修 改 造 期 限	年 月 日		
補 修 改 造 を 要 す る 事 項			

(様式第9号)

記号・番号
年 月 日

各課、室、所、行政委員長 様

財政課長 印

（ 中 間
出 来 形
一 部 完 成
完 成 ）

完了検査について（通知）

このたび請求ありました工事について、別紙のとおり完了したので通知します。

記

年 度	年度
工 事 名	工事
請 負 者	

建設工事(完成)検査復命書

検査の結果、下記のとおりでありましたから復命します。

年 月 日

検査員 所属
職 名
氏 名

印

長井市長 氏 名 様

施 工 番 号 工 事 名	平成 年度	工 事													
施 工 場 所	地 内														
請 負 者	工 事 成 績 評 定 表	評 定 項 目					a	b	c	d	e	工 事 監 督 職 員 評 定 点 (別紙のとおり)	評 点 計 +		
契 約 締 結 の 日		年 月 日	工 事 管 理	実 施 状 況	施 工 状 況 一 覧	6	5	4	3	2					
着 工 の 日		年 月 日			技 術 管 理	7	6	5	4	2					
完 成 期 限		年 月 日	検 査	品 質 出 来 形	品 質	15	14	12	10	8					
出 来 形 又 は 完 成 の 日		年 月 日			検 測 値	14	13	12	11	9					
検 査 実 施 の 日		年 月 日			出 来 栄 え	18	16	14	12	10					
設 計 金 額 (A)		¥ 円	検 査 員 評 点			点					点			点	
設 計 出 来 形 金 額 (B)		¥ 円	検査実施要旨 (工事概要、実施状況及び出来形、品質等) 【工事概要】 【完成検査】												
出 来 形 比 率 (B) / (A) = (C)		%													
請 負 金 額 (D)		¥ 円													
請 負 出 来 形 金 額 (D) × (C)	¥ 円														
監 督 職 員 職 氏 名															
現 場 代 理 人 氏 名															
主 任 技 術 者 氏 名															
県 側 立 会 人 職 氏 名															
請 負 者 側 立 会 人 職 氏 名															
発 注 者 側 立 会 人 職 氏 名															
検査状況写真・施工内訳(出来形・中間検査のうち必要なもの)別紙のとおり															
手直し命令	有 無	手直し確認													
検査結果	合 格 ・ 不 合 格														

施 工 内 容								
工種	細目名称	設計金額 (A)			設計出来形金額 (累計額)(B)		出来形比率	備 考
		数量	単価	金 額	数量	金 額	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	
				円		円	%	
				()		()		千円未満
合 計								切 捨

- (注) 1 . 工事費内訳明細書の作成を要する工事については設計金額及び設計出来形金額は契約金額及び契約出来形金額と読み替えるものとする。
- 2 . 出来形比率は、小数点 2 位以下を切り捨て小数点 1 位とする。
- 3 . 中間検査のうち必要なものの施工内訳は検査対象として指定された部分の設計金額及び設計出来形金額欄は細目名称により記載し、検査対象外の部分については設計金額欄に一括して掲載し、備考欄に「検査対象外」と記載することができること。

「長井市建設工事検査規程」並びに 「長井市建設工事検査要領」の運用について

平成 3 年 4 月 18 日工検第 1 号
工事検査課長から各課、室、
所、行政委員会長あて 通知

平成 3 年 4 月 1 日から施行された「長井市建設工事検査規程」並びに平成 3 年 4 月 1 日から施行された「長井市建設工事検査要領」の運用については、下記によられたく通知します。

記

「長井市建設工事検査規程」関係

第 1 条関係（趣旨）

建設工事とは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する工事をいう。

第 2 条関係（検査の種類等）

1 第 5 項の中間検査は、完成検査時に出来形、品質の確認が著しく困難になると予想される場合、その他特に必要があると認められる場合で、次の各号に定める工種等について行うものとする。

（1）舗装工事の路盤工

下層及び上層路盤工とする。

（2）杭基礎工

橋台、橋脚、樋門、用排水機場の各構造及び建築物とし、比較的重要度の低いもの小規模のものは除く。

（3）堰堤工、床固工の水叩工

（4）舗装道路下（縦断方向）に埋設される管渠工

（5）抑止杭等の地表下に埋設するもの

（6）建築物の躯体完了時及び建築設備については、天井下地完了前（ただし、請負金額 1 億円以上のものとし、木造は除く）

（7）（1）～（6）に類する工種等

2 中間検査には、従前の部分使用検査を含むものとする。

第 6 条関係（検査の方法）

水中又は地下に埋設する工事及び完成後外面から明視することができない工事の検査は、監督職員又は請負者の提出する資料、その他の記録により検査を行うことができるものとする。

「長井市建設工事検査要領」関係

第5条第2項関係（請負契約条項等の不符号の処理）

「ただし、その状況が極めて軽微である」ものとは、補修又は改造が、5日以内で完了し得る工事の手直しをいう。

第6条第1項関係（請負契約条項当の不符号の処理）

検査の結果不合格の場合

- 1 復命書の評点は記入せず、工事成績欄に不合格を表示し、検査実施要旨欄には不合格の内容をも記入するものとする。
- 2 主管課は、1の復命に基づき検査員と協議の上、手直設計書を作成し、工事手直請求書（様式第7号）により請負者に手直しを命ずるものとする。

第7条関係（検査報告）

- 1 中間検査の復命書には、工事成績の評定は省略することができる。
- 2 完成検査の際は、中間検査復命書を確認することにより、当該部分の検査を省略することができる。

工事検査技術基準関係

長井市建設工事検査技術基準

〔平成 3 年 4 月 18 日〕
〔工 検 第 2 号〕

（目 的）

第 1 この検査技術基準は、長井市建設工事検査規程第 6 条規定に基づき、工事検査に必要な技術的事項を定め、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第 2 検査は、当該工事の出来形を対象とし、設計図書に基づき、工事の実施状況、出来形および品質について適否の判定を行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第 3 工事の実施状況の検査は、出来形管理、品質管理、その他の実施状況に関する各種の記録と設計図書とを対比し行うものとする。

（工事出来形および品質の検査）

第 4 工事の出来形および品質の検査は、出来形検査基準（別表第 1）、品質検査基準（別表第 2）、コンクリート注入試験基準（別表第 3）、建築工事検査要点（別表第 4）、設備工事検査要点（別表第 5）により実地について行うものとする。

（工事成績の評定）

第 5 検査を完了したときは、長井市建設工事成績評定要領に基づき、工事成績の評定を行うものとする。

出来形検査基準

工 種	検 査 対 象	測 定 基 準
(1) 土 工 一 般	道路土工及び築堤は基準高、幅、法長 法こう配、延長、河川掘削（しゅんせ つを含む）は断面形状、延長	1 工事について 1 箇所以上
(2) 路 盤 工	基準高、幅、厚さ、横断こう配、延長	同 上
(3) 舗 装 工	基準高、幅、厚さ、横断こう配、平た ん性、延長	同 上
(4) 水門、樋門、樋 管、溝渠、函渠工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	各工種ごとに 1 箇所以上
(5) 法覆工、石積 （張）工、ブロッ ク積（張）工	基準高、天端幅、厚さ、法長、法こう 配、延長	1 工事について 1 箇所以上
(6) コンクリートよ う壁工、側溝工、 水路工、基礎工、 （海岸堤防工、防 波堤工）	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	同 上
(7) 根 固 工	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	同 上
(8) 堰 堤 工 床 固 工 谷 止 工	基準高、幅、厚さ、高さ、こう配、延長	各工種ごとに 1 箇所以上
(9) ト ン ネ ル	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	1 工事について 坑口部、坑内部 各 1 箇所以上
(10) 水 制 工	基準高、幅、高さ、長さ、方向	工種ごとに 1 箇所以上
(11) 橋りょう下部工	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン長	スパン長は各スパンごとに、その 他は同種構造物につき 1 基以上
(12) 整 地 工	表土扱いの厚さ 基盤整地 基準高、均平度 田面整地	1 工事について 1 箇所以上
(13) 畦 畔 工	高さ、幅、延長	同 上
(14) 暗 渠 排 水	吸水、集水、導水（排水）渠の布設深 間隔、延長	同 上
(15) 農 用 地 開 発	耕土掘起しの深さ	同 上
(16) その他の構造物	工種に応じ基準高、幅、厚さ、高さ、 深さ、法長、延長等	同 上

品質検査基準

工 種	検査項目	検査対象	検査内容	検査方法
(1) 共通	できばえ	適 宜	仕上面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観は良好か。	主に観察により検査する。
	構造物等の機能	同 上	構造物又は附属設備等の性能は設計図書、仕様書等と対比して適切か。	主に実際に操作してみて検査する。
	材 料	同 上	品質及び寸法は設計図書と対比して適切か。	ア 主に、観察又は品質証明により検査する。 イ 場合により実測する。
(2) 土工	ア 土質又は岩質 イ 支持力又は密度	出来形検査基準の検査対象に準ずる。	ア 土質、岩質は設計図書等と一致しているか。 イ 支持力又は密度は設計図書、仕様書と対比して適切か。	ア 主に施工管理記録及び観察により検査する。 イ 場合により実測する。
(3) 路盤工	ア 合成粒度 イ 支持力又は密度	出来形検査基準の検査対象に準ずる。	ア 路盤材料の合成粒度は、設計図書、仕様書と対比して適切か。 イ 支持力又は締固密度は設計図書、仕様書と対比して適切か。	ア 施行管理記録及び観察から検査する。 イ 実測する(出来形寸法検査箇所)
(4) コンクリート工	コンクリートの強度	出来形検査基準対象に準ずる。	コンクリートの強度は設計図書、仕様書等と対比して適切か。	ア 施行管理記録及び観察により検査する。 イ 表面強度を実測する ウ 場合によりコアを実測する。
	コンクリートの水密性	別紙注水試験検査基準の検査対象に準ずる。	コンクリートが均一に施行されているか。	さく孔し、注水試験により検査する。

工 種	検査項目	検査対象	検 査 内 容	検 査 方 法
(5) アスファルト工	ア アスファルト 使用量 イ 骨材粒 度 ウ 密 度 エ 打設温 度	出来形検査 基準の検査 対象に準ず る。	ア アスファルト使 用量、骨材粒度、密 度 及び打設温度 は設計 図書、仕様 書と対比して適切 か。	ア 主に、既に採取され たコアー及び現地の観 察並びに施行管理記録 により検査する。 イ 場合により実測する。
(6) 杭 工	ア 支持力 イ 上部構 造物との 関係	適 宜	ア 支持力は、設計図 書、仕様書と対比し て適切か。 イ 基礎の位置、上部 との接合等は適切 か。	ア 主に施行管理記録及 び観察により検査する。 イ 場合により実測する。

コンクリート注水試験基準

工 種	検 査 対 象	検 査 方 法
石積（張）工、コンクリートブロック積（張）工等	延長 500m以内のときは2箇所以上、延長 500mを越え 1,000m以内のときは3箇所以上、延長 1,000mを越えるときは4箇所以上	法面又は天端にさく孔し、注水試験を行い、胴コン、裏コンのてん充程度、水密性を検査する。（さく孔深は、法面ではコンクリート厚さの - 5 cm 程度、天端では 1.0m程度とする。）
コンクリート根止工、コンクリート根固（十字ブロック等）工等	同 上	天端又は法面にさく孔し、注水試験を行い、コンクリートのてん充程度、水密性を検査する。（さく孔深は、コンクリート厚さの 70%程度又は 1 m 程度とする。）
コンクリートよう壁工、海岸堤防工、防波堤工等	同 上	同 上
堰堤工、床固工、帯工等	<ol style="list-style-type: none"> 1 本堤工（堰堤工）は、天端に3箇所、法面に4箇所以上 2 本堤工（床固工）は、天端に3箇所、法面に4箇所以上。ただし、流路工等で小規模な場合は、適宜な箇所とし、箇所数を減じてよい。 3 垂直壁工には、天端又は法面に2箇所以上 4 帯工は、天端又は法面に2箇所以上。ただし、小規模な場合は省略することができる。 5 水叩工は2箇所以上とする。 	
その他コンクリート構造物	適宜決定して行う。	天端又は法面にさく孔し、注水試験を行い、コンクリートのてん充程度、水密性を検査する。（さく孔深は、コンクリート厚さの 70%程度又は 1 m 程度とする。）

備 考

コンクリート根固工等の異型ブロックは、原則として注水試験は行わない。

建築工事検査要点

	工事種別	検査要点
一般事項	設計と照合	1. 建物の配置状況の確認 2. 各階面積並びに平面の確認 3. 建物の床高、階高の確認 4. 立面及び屋根の確認 5. 内外仕上表の確認 6. 特記仕様書、設計書の確認 7. 建具表による形状、寸法、付属金物の状況 8. 設計変更の有無 (設計変更にいたらぬ軽微な変更事項の確認) 9. コンクリート等の品質管理の資料確認
外部	コンクリート工事	1. 基礎高、G、Lよりの高さ 2. 基礎と壁面との取付けの施工状況 3. 打放しコンクリートの素面の欠点及び垂直、水平線のとおり 4. 内部布基礎通風口の状態(写真判定) 5. 屋外コンクリートの寸法、品質、水勾配、庇、テラス、出入口等の叩き、犬走り、側溝等
	左官工事	1. モルタルの浮き、クラックによる剥落のおそれ 2. ベランダ、ポーチの型枠定規等の撤去の有無 3. 鉄筋及び番線等の除去 4. 吹付面の色むら及び吹付状況 5. 開口部廻りのコーキング状態 6. コンクリート軒裏野水切り
	タイル工事	1. タイルの質 2. タイル貼等の仕上り状況及び目地の仕上 3. 裏面に水が廻る箇所の発見
	塗装工事	1. 下地の処理 2. 色調、色むら、刷毛むら、タレ
部	屋根スラブ工事	1. 防水種類、施工の方法と責任の確認 2. 浮き、亀裂 3. 水勾配、ルーフトレーン廻りの雨仕舞 4. 屋上突出部のスラブ面とコーキング施工の状況 5. 塔屋等、屋上工作物(手摺り、旗竿、着板塔等)の固定度

	工 事 種 別	検 査 要 点
内	建 具 工 事	1. 一般建具 品質、附属金物、建付、召し合せの状況および硝子はめ込み状況 2. 防火戸 品質、位置、作動調節の状況、床と取合状況
	左 官 工 事	1. 仕上げの種類、平滑度、浮き、クラック、色むら 2. 床の水勾配、水仕舞い
	タ イ ル 工 事	1. タイル割、平滑度、目地、浮き、床の水勾配
	塗 装 工 事	1. 塗装の仕上状況
	階 段	1. 手摺の高さ、手摺子の間隔、下端のあき、取付固定度の状況 2. 蹴上、踏面の寸法、ノンスリップの取付具合 3. 屋外階段、固定度
部	雑 工 事	1. 浴槽の漏水テスト 2. 便槽、受水槽、流し等の漏水テストおよび寸法、排水状態 3. 眼鏡石の天井との距離および蓋 4. カーテンレールの目違い、及びカーテンボックスの取付状況 5. 硝子スクリーンの躯体及び床面との固定度 6. 造り付け備品等の形状、寸法、数量 7. ピットの漏水、排水設備の状態、モルタルコブの有無 8. 換気孔の数量、大きさ及び取付状況、雨仕舞の施工状況
外	屋 外 工 事	1. 排水、溜桝の寸法、蓋のすわり、排水口の金網、足掛り金物の固定度 2. 排水管路、延長、径、勾配、接手の状況 3. 門塀、高さ、延長、付属金物の塗装
	植 木 芝 張 り	1. 種類、養生 2. 芝の種類
	砂 利 敷 き	1. 敷厚、粒度、面積
	舗 装 (簡 易 な も の)	1. 面積、勾配、路盤工、表層工の厚さ
清 掃 整 地	清 掃	1. 硝子及び化粧金物の清掃 2. 木部のトノコ、養生紙の除去 3. 押入、床上、鴨居、桝の上清掃 4. スプレー吹付による各部の汚れ 5. 屋根、庇の天端

	工 事 種 別	検 査 要 点
清 掃 整 地	清 掃	6．床下、ピットの内部 7．排水口、ドレーン内部清掃 8．削屑、木片、硝子等建築工事により生じた不純物の除去（特にこれらの不純物を敷地内埋没がないか）
	整 地	1．敷地内の仮設建築物の除去 （現場事務所、材料置場） 2．仮設材、各種残材の除去 3．残土処理、建物周囲の整地状況
そ の 他	関 係 書 類	1．設計図書、契約書及び契約時の添付書類（契約変更を含む） 2．工程表及び工事施工上必要な書類 3．工事写真、特に破壊検査が困難な各部の施工状態の写真
	現 場 準 備 （検査器材及び用具）	1．スチールテープ、スタッフ、スコップ、つるはし、テストハンマー 2．水系、チョーク、手袋、懐中電灯 3．仮設足場（はしご等）

設備工事検査要点

1 設備工事共通事項

	工事種別	検査要点
一般事項	関係書類	1. 設計図書、契約書及び契約時の添付書類（契約変更を含む） 2. 工程表及び工事施工上必要な書類 3. 工事写真、特に破壊検査が困難な各部の施工状態の写真
	現場準備 (検査器材及び用具)	1. 絶縁抵抗及び接地抵抗測定器 2. サイクルカウンター、テスター、コンテスター、検相器 検電器、耐圧試験器、照度計、電圧計、電流計、安全具、ストップウォッチ、ストロボマスター、マイクロメーター、ノギス、水平器、ワイヤーゲージ、指示騒音計、満水試験用テストプラグ、煙試験器テスト、ポンプ、アネモマスター、アスマン通風乾湿計、ピットゲージ、電界強度計、カラーテレビ、テープレコーダー

2 完成検査時の提出書類

	工事種別	検査要点
提出書類	電気設備工事	1. 一般供給電力については、監督員立会の絶縁抵抗及び接地抵抗測定結果表 2. 自家用電気工作物施設については保安協会立会試験合格書 3. 火災報知設備、電気火災警報器、避難設備、非常警報設備については検査済証（消防署長）
	衛生設備工事	1. さく井の場合は揚水試験、水質検査成績書を添付 2. し尿浄化槽については、保健所の立会試験成績書
	消火栓設備その他	1. 消防設備について、屋内消火栓設備、連結送水管及び屋外消火栓設備等の検査済証（消防署長） 2. プロパン庫については高圧ガス取締法の適用を受けるものは、その検査済証

	工事種別	検査要点
提出書類	空調、冷暖房及び換気設備	1. 火気を取扱う場所については、消防設備設置届 (消防署長) 2. ボイラーについては完成検査済証(労働基準監督署長) 3. 油貯蔵庫については合格証 4. 空調備及び冷暖房設備については、各所の風量測定、 温湿度測定結果表 5. 換気設備については吹出口及び吹込口の風量測定結果表

3 機械設備工事

	工事種別	検査要点
衛生設備工事	衛生器具設備工事	1. 器具取付状況(防水層取付壁) 2. 衛生陶器 附属金物等の品質、規格調整
	屋内給水用配管	1. 二重天井、仕上り床面貫通部の納り、水栓類の品質、規格
	屋内排水通気用配管	1. 衛生陶器と鉛管の取付 2. 通気配管の経路、端末処理 3. 床排水トラップ、床上掃除口の仕上り、床面との納り 4. 満水試験、排水立管の仕上り、天井面仕上り、床面との納り
	屋内給湯用配管	1. 給湯用ボイラー、ガス湯沸器、まわりの配管、施工 2. 水栓の品質、規格
	塗装工事	1. 塗装、仕上り、色調、文字、矢じるしの記入
	防露、保温工事	1. 屋内外及び屋内露出、屋内隠ぺい部等工事個所別による保温、 防露の仕上げ 2. 保温端部個所の処理 菊座バンド使用個所
	屋外給水設備工事	1. 量水器ボックス、止水栓ボックス、散水栓ボックス、コンクリートのG、Lとの納り
	屋外排水設備工事	1. 汚水桝の内部仕上、BOX、鋳鉄製蓋の取付 2. 建物と桝までの配管施工、通水試験
	ガス工事	1. 図面と機器の照合(ポンペ、バルブ、ガス栓等) 2. 排気、ガス器具の規格、試験だき 3. ガス供給業者よりの気密試験表の提出

	工 事 種 別	検 査 要 点
衛 生 設 備 工 事	揚水設備機器ポンプ 受 水 槽 高 置 水 槽	1．揚水ポンプの性能 2．ポンプ基礎、モーターとポンプの結合状態、水平設置 3．フード弁取付位置、品質、取出し点検、操作 4．試験運転、自動運転の調整 5．受水檜の内容積 6．受水口の位置、水槽蓋 7．受水口の清掃
	給湯用機器	1．ガス湯沸器、給湯用ボイラーの性能、規格 2．安全装置と試験だき
暖 冷 房 換 気 設 備 工 事	ボイラー設備工事 (附 属 機 器)	1．ボイラーの性能、附属機器、設置 2．煙導の使用材料、取付加工 3．ボイラー、附属機器、煙等の保温材料、保温の工程、外部仕上 4．ボイラーの試運転、バーナーの調整
	冷凍機設備工事 (冷 却 塔)	1．防震装置の取付、固定状態 2．冷凍機、ポンプ、冷却塔の性能の設計図書との照合 3．屋上冷却塔の設置状態、金物部塗装 4．試運転による自動運転調整、試運転成績表による性能の確認
	空気調和機器の工事	1．機器の風量、静圧、動力のKW 2．空気調和器の設置状態(基礎との納り、固定状況、防震装置、 周囲配管状況、ダクトとの接続、フィルター設置状況) 3．自動温湿度調節機構の動作確認 4．調和器の保温
	配管及び器具設備 (蒸気暖房用器具) (重油タンク) (配 管 工 事)	1．鋳鉄製放熱器、ベースボード、コンベクター (外部寸法、個数、附属品の取付の確認) 2．器具と建築との納り、外部仕上 1．タンクと配管接続 (フレキシブルパイプによる接続の有無、パイプの規格、通気、 排気パイプの立上げ個所、逆火防止網) 2．消防法関係 1．配管方法 (膨張、支持金物、勾配、空気抜装置)

	工 事 種 別	検 査 要 点
暖 冷 房 換 気 設 備 工 事	(配管工事)	2. 保温工事の仕様 3. 系統別による塗装仕上(色調)
	ダクト工事	1. ダクトの支持金物位置、取付 2. 保温工事の仕様 3. 防火区画貫通部の処理 4. 風量調節ダンパー、防火ダンパーの取付 5. 吹出口、吸込口器具の寸法、外部塗装 6. 測定器による吹出口の風量調節
	換気設備工事 (送排風機)	1. 風量、静圧、動力のKW 2. 基礎、吊下げ装置の取付 3. 運転時送排機の良否と吸込口、吹出口にて測定器により確認する。 4. 吸込口、吹出口のガラリの建築との納り、塗装
	(ダクト工事)	1. 風量、静圧、動力KW 2. 暗室等のダクト材質(特記仕様により製作するもの)

4 電気設備工事

	工 事 種 別	検 査 要 点
電 気 設 備 工 事	材 料 ・ 機 器	1. 使用材料、各種機器の適否
	器 具 取 付	1. 納り、位置、方向、止ビス、ボルトの数、受木 2. グローブのねじ込、ビスの種類と締め、器具の掃除 3. 防水器具のパッキン、導通、点灯試験
	配 線 器 具	1. コンセント、点滅器の取付向き、納り高さ 2. 極性、操作、曲り 3. スイッチの(三路、四路)の結線 4. スイッチは電圧側に接続されているか。多連用の点滅順序 5. 便所、浴室等の器具の止ビスは真鍮製 6. 器具取付位置周囲のよごれ破損の補修
	配 分 電 盤	1. 電圧、相数、回路図、回路名の記入、表示 2. 予備ヒューズ、予備ランプ 3. 単三分電盤の中性線にヒューズは入っていないか 4. スイッチ、ヒューズの容量 5. 各分岐回路の接続、内部清掃 6. 端子のネジ締め

	工 事 種 別	検 査 要 点
電 気 設 備 工 事	動 力	1．自動制御盤の調整、結線図、据付 2．電極棒の長さ、フロートスイッチの動作、モーターの回転方向、計器の指示 3．接地、スイッチ、コンデンサーの容量 4．マグネットスイッチの電流容量 5．屋外取付盤の防水措置、水抜き孔
	地 下 ケ ー ブ ル	1．埋設深さ、端末処理、埋設票、マンホール、ハンドホール
	接 地	1．個所、種類、太さ、色 2．接地極埋設標位置
	避 雷 針	1．突針部、支持部分の取付状態 2．使用材料、導線及び支持の取付状態
	受 変 電 、 発 電	1．使用機器、材料 2．リレー調整作動 3．耐圧試験、接地、色別、危険表示
	弱 電	1．機器、材料、機種、数、位置、納り 2．電線の色別、端子の接続 3．強電流、電線上の離間距離 4．各種機器の性能、動作試験

工事成績評定要領關係

長井市建設工事成績評定要領

〔平成 3 年 4 月 18 日〕
〔工 検 第 3 号〕

（目 的）

第 1 この要領は、長井市建設工事検査規程（以下『検査規程』という。）第 9 条及び長井市建設工事検査要領第 7 条第 2 項の規定により、工事成績評定に関する事項を定めることにより、厳正かつ適確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定および指導育成に資することを目的とする。

（評定の対象）

第 2 評定は、原則として 1 件の設計金額が 200 万円を越える請負工事について行うものとする。ただし、中間検査については、これを省略することができるものとする。

（評定者）

第 3 評定者は、検査規程第 3 条に定める検査員および長井市建設工事請負契約約款第 10 条に定める監督職員とするものとする。

（評定の方法）

第 4 評定は、工事ごとに独立して行うものとする。

2 評定は、監督または検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに独立して行い、工事成績評定基準（別表第 1）により、適正かつ公平に行うものとする。ただし、1 件の工事について、2 人以上の検査員が検査を行う場合においては、協議のうえ評定を行うものとする。

3 前項に規定する評定を行う場合、検査の結果手直し等があった工事については、手直し前の状態で評定するものとする。

第 5 評定は、検査復命書の工事成績評定表によって行うものとする。

（評定表の作成等）

第 6 監督職員は、当該工事の検査の日までに主管課長の決載を得て評定を完了し、監督職員工事成績評定表（別表第 2）を検査員に提出するものとする。

2 検査員は、監督職員の評点と自己の評点を加えた総評点を算定し、工事成績評定表を作成するものとする。

工 事 成 績

評価項目	評 定 細 目	評価内容及び着眼点	a (優れている)
施 工 体 制	施工者の能力	現場代理人、主任技術者の管理能力及び技術能力配置・労務者の施工能力と人員配置	工事全体を完全に把握し担当業務、設計図書等もよく理解しておりまた人員も工事量に応じて配置され非常に熟練しており統率力、チームワークも非常に良かった。
	施工者の熱意	仕事の積極性、監督職員との協調性、誠実性、創意工夫 地元との渉外関係	常に積極的で細部についても完全に施工し、監督職員と素密な連絡をとり指示どおり一体となって創意工夫を以って困難を克服し地元の苦情等は全くなかった。
	施工計画	計画の内容と精度 計画に対する実施状況	工事内容、現場状況に即応し、極めて綿密に計画され、計画どおり実施した。
実施状況	工程管理	工程計画と管理	計画的な管理を完全に実施し、工期を 20%以上短縮した。

評 定 基 準

評 定 基 準			
b (やや優れている)	c (普通)	d (やや劣っている)	e (劣っている)
<p>工事全体の把握もよく担当業務、設計図書等もよく理解しており、人員の配置、統率力、チームワークもよかった。</p>	<p>工事全体を把握しており、担当業務、設計図書等の理解、人員の配置、統率力、チームワークは普通であった。</p>	<p>工事の把握、担当業務設計図書の理解にやや欠けており、人員も不足ぎみで統率力、チームワークもやや欠けていた。</p>	<p>工事の把握、担当業務や設計図書の理解も悪く、人員も不足し工事中止を招く程であり、統率力、チームワークも悪く常に問題があった。</p>
<p>積極的に施工し、また監督職員ともよく協調し、指示どおり誠意と創意工夫を以って施工し、地元との問題もなかった。</p>	<p>積極性、協調性は普通であり、指示どおり誠意と創意を以って施工し、地元との問題があったが積極的に誠意を以って解決した。</p>	<p>積極性、協調性にやや欠け、指示に対しても誠意に欠け、創意工夫もやや足りなかった。地元との問題があった。</p>	<p>積極性、協調性に欠け、指示に対する履行が悪く、努力が払われなかった。</p>
<p>計画内容は良好で、計画どおり順調に実施した。</p>	<p>計画内容は良く、ほぼ計画どおり実施した。</p>	<p>計画内容はやや悪く、十画どおりの実施も困難であった。</p>	<p>計画内容はやや悪く計画どおり実施されなかった。</p>
<p>計画的管理を実施し良好であり、工期を10%以上短縮した。</p>	<p>計画的管理をほぼ実施し、工期どおり完成した。</p>	<p>計画的管理をあまり実施しなかった。</p>	<p>計画的管理を無視して施行にあたった。</p>

評定項目	評 定 細 目	評定内容及び着眼点	a (優れている)
実 施 状 況	技 術 管 理	丁張、法線、基準高等のチェック状況、出来形、品質管理の実施、時期、精度、現場への反映と整理状況	設計図書、施工管理基準に基づき入念に実施され、作製時期、精度、現場への反映、資料整理も優秀であった。
	安 全 管 理	交通処理、安全施設の整備、教育指導	標示板、安全施設も完全に整備され、常に点検補修も行われ、交通も渋滞することなく、事故もなく、作業員全員に十分な教育と指導を行った。
検 査	品 質	使用した材料と出来上りの品質	優秀な材料を使用し、仕上がりの品質も優秀であった。
	検 測 値	規格値に対する精度機能	規格値を完全に満足しゆとりも充分であり、また機能も優秀であった。
	出 来 栄 え	外観、仕上り、細部の施工	外観、仕上り共非常にきれいで、感覚も良く細かな点迄よく行きとどいていた。
	(建築工事) 出 来 栄 え	構造主体の施工状況 内外部各工種毎の外観上の仕上りの良否、出来栄え 附属金物の品質及び取付調整 建物の機能を発揮出来るかどうか 屋外附帯工事の工法、出来栄え	正確に施工され細部にいたるまでよく行きとどき、外観、仕上りも非常に良く、優れていた。

評 定 基 準			
b (やや優れている)	c (普通)	d (やや劣っている)	e (劣っている)
設計図書、施工管理基準に基づき実施され、作製時期、精度、現場への反映、資料整理も良好であった。	設計図書、施工管理基準に基づき実施され、作製時期、精度、現場への反映、資料整理は普通であった。	設計図書、施工管理基準に基づき実施されたが、作製時期、精度、現場への反映、資料整理がやや悪かった。	設計図書、施工管理基準に基づいたが、作製時期、精度、現場への反映、資料整理が悪かった。
標示板、安全施設も整備され、事故がなかった。また作業員には常に教育と指導を行った。	標示板、安全施設の整備は普通であり、大した事故もなかった。	標示板、安全施設に不備の点があり、第三者から多少苦情があり事故もあった。	標示板、安全施設に不備の点が多く、第三者から工事中止するほどの苦情もあり、大きな事故もあった。
良好な材料を使用し、仕上りの品質も良好であった。	使用した材料は普通であり、仕上りの品質も普通であった。	使用した材料も、仕上りの品質もやや劣っていた。	使用した材料も、仕上りの品質も劣っていた。
規格値を満足し、バラツキも少なく、また機能もよかった。	規格値を満足し、バラツキは普通であり、また機能も普通であった。	処置可能な範囲で軽微な規格はずれが一部あった。	規格値をはずれるものが多く、またバラツキも大きく、手直し施工した。
外観、仕上り共良く、感覚も良かった。	外観、仕上り共大体良かった。	外観、仕上り共やや劣り、一部手直しを要した。	外観、仕上り共全く悪く、手直しや再施工した。
正確に施工され、外観仕上りもよく、全体として良好であった。	軽微な手直しと不適合なところがあったが、許容限度以内であり、全体として概ね良好であった。	手直しが多くあり、全体としてやや劣っていた。	全般に出来が粗悪で不完全な箇所が多く非常に劣っていた。

評 定 基 準			
b (やや優れている)	c (普通)	d (やや劣っている)	e (劣っている)
材料・器材の選定及び施工は適正であり、他工事との取合いも考慮され、全体として良好であった。	材料・器材の選定及び施工に、他工事との取合いにも多少欠けるところがあり、軽微な手直しがあったが全体として概ね良好であった。	材料・器材の選定及び他工事との取合いに欠けるところがあり、又手直しが多くあり、やや劣っていた。	全般に出来が粗悪で不完全な箇所が多く非常に劣っていた。
同 上	同 上	同 上	同 上

監督職員工事成績評定表

下記のとおり提出します。

年 月 日

監督職員 所属
氏 職 名
名 名

印

職 名
検査員
氏 名

様

年 度	年 度										
工 事 名	工事										
工 事 番 号				路線・河川名							
工 事 場 所	地内										
請 負 者				現場代理人氏名							
契 約 締 結 の 日	年 月 日			主任技術者氏名							
着 工 の 日	年 月 日			工 事 成 績 評 定 表							
完 成 期 限	年 月 日			評 定 者			監 督 職 員				
出 来 形 又 は 完 成 の 日	年 月 日			評 定 項 目			a	b	c	d	e
検 査 実 施 の 日	年 月 日			工 事 管 理	施 工 体 制	施工者の能力	5	4	3	2	1
	当 初	変 更	単 位			施工者の熱意	5	4	3	2	1
設 計 金 額(A)	¥	¥	円			施工計画	5	4	3	2	1
設 計 出 来 形 金 額(B)	¥	¥	円		実 施 状 況	工程管理	5	4	3	2	1
出 来 形 比 率 $\frac{(B)}{(C)} = (C)$			%			技術管理	10	9	8	7	6
請 負 金 額(D)	¥	¥	円	安全管理		10	9	8	7	6	
請 負 出 来 形 金 額 (D) × (C)	¥	¥	円	評点計 十		点		当該点を で囲む。			
工事概要											